

平成26年度実践体制基礎評価の概要

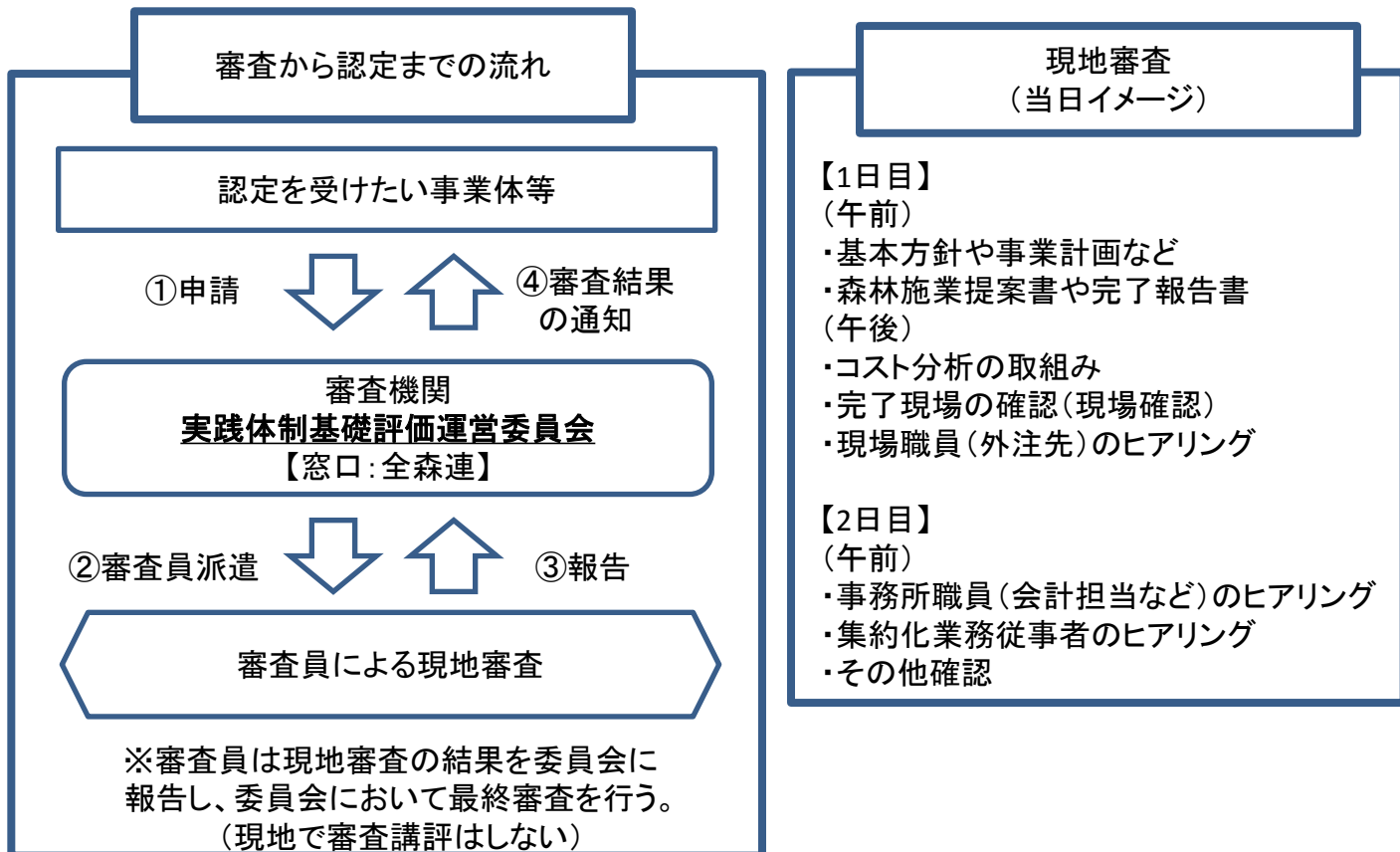
【実践体制基礎評価とは】

提案型集約化施業を進める上での基本的な項目が、森林組合等林業事業者(以下 事業者等)の組織内で具体化され、提案型集約化施業の実行体制が確立しているかを審査機関(実践体制基礎評価運営委員会)が専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

【期待される効果・メリット】

- ・審査を通じて、組織の取組内容を再認識し、課題や改善すべき事項を把握することで、提案型集約化施業の質の向上および森林所有者へのサービス向上につながる。
- ・**認定事業体に所属し、かつ集約化実績を有する者は森林施業プランナーの認定を受けることができる。**
- ・事業者等が体制評価認定を受けることにより「森林・林業再生基盤づくり交付金」の林業機械導入【素材生産型】に取り組む場合の交付率を最大1/2まで引き上げる条件の一つを満たすことができる(通常は1/3)。

【審査料】 現地審査員の旅費・謝金の1/2(詳細は別途見積り)



<審査の様子>

